

小崎弘道の日本キリスト教史関連著作

塩野和夫

はじめに

小崎弘道（一八五六—一九三八）は、教派史としての『日本組合基督教会史』（未定稿、一九一四）、日本プロテスタンント史としての『日本基督教史』（遺稿）、キリスト教思想史としての『我が国の宗教思想』（遺稿）を遺した。⁽¹⁾これららの著作が小崎を日本組合基督教会史及びその研究史上、きわめて重要な存在としている。

長く組合教会の指導的立場にいた小崎が教派史の執筆を担当したことには歴史的必然があつた。⁽²⁾小崎はしかしその後、教派史に留まらず日本プロテstanント史を著す。なぜか。その動機は何であり、教派史から日本プロテstanント史への展開に何が認められるのか。

本稿は小崎弘道の日本プロテstanント史関連著作の内容を概観した上で、それらの関わりについて検討を加える。一連の作業によつて、教派史とプロテstanント史、キリスト教史とキリスト教思想史という日本キリスト教史研究上重要な関わりを小崎の著作から考察できよう。

なお、本稿は小崎がその出版に深く関わった『日本基督教会憲法並細則・付録』（一八八八⁽³⁾）の検討から始める。これは小崎の著作ではない。しかし、この刊行物及びそれをめぐるいくつかの関わりの検討から日本プロテスタント史関連著作執筆における小崎の基本的な立場が理解できる。

一 小崎弘道と『日本基督教会憲法並細則・付録』

（一）組合・一致両教会合同運動と『日本基督教会憲法並細則・付録』

『日本基督教会憲法並細則・付録』（以下、「憲法並細則」と略記する）はA五版、九九頁である。表紙には書名に加えてその前に「明治二十一年五月」とある。発行年月日である。奥付によると、「明治二十一年五月十五日印刷」、発行人は「東京麹町区下二番町三十番地 小崎弘道」と「東京麻布区簗笥町三番地 井深梶之助」である。印刷者は「東京京橋区西紺屋町廿六番地寄留 島連太郎」、印刷所は「東京京橋区西紺屋町廿六番地 秀英社」である。

一八八六年三月に組合・一致両教会関係者七名（組合教会関係者 松山高吉・湯浅治郎・小崎）が「日本基督教会設立趣意書草案」を諸教会に送つたことから始まる両教会合同運動は、当初概ね順調に推移した。その経緯を組合教会の場合で見ておこう。第一回総会（一八八六年四月）では一度の懇談会で論議し、意見書準備委員として金森通倫・宮川経輝・原田助を選んだ。第二回総会（一八八七年五月）では、原田の動議を採択して松山・伊勢時雄・宮川・金森・D. C. グリーンを組合教会側委員とし、合同草案を作ることにした。総会終了後の十一日には合同問題の協議会を開き、一致教会と協議する委員として宮川・伊勢・金森・松山・小崎・海老名彈正・湯浅・J. L. アッキンソン・O. ケーリ・グリーンを選び、小崎・伊勢・海老名・湯浅・グリーンを副委員、伊勢・グリーンを起草委員と

した。起草委員の草案を副委員会で修正可決、一八八八年一月の委員会で修正した後全会一致で可決し、出版委員によつて刊行したのが『憲法並細則』である。

小崎は一八七九年に二三歳で東京に来て、新着教会を設立し挨手礼を受けている。以来、幅広いキリスト教活動を東京で続けている。一八八六年には番町教会を設立、合同運動当時はその牧師であった。また、一八八〇年には東京基督教青年会を有志と創設、一八八三年には警醒社を設立して『東京毎週新報』や『六合雑誌』などキリスト教出版の事業に関わった。植村正久など一致教会関係者とはこれらの活動で協力関係にあつた。このような背景や信頼関係もあって、小崎は一貫して合同運動の推進者であった。

組合教会が合同運動に慎重な姿勢に転じたのは、臨時総会（一八八八年十一月）以降である。この変化の一要因として『憲法並細則』⁽⁴⁾で合同教会の組織等について検討したことがあつた。したがつて、『憲法並細則』は組合・一致両教会合同運動をその内容から検討する際の基本資料となる。

（一）『日本基督教會憲法並細則・付録』の特色

『憲法並細則』はどのような内容を持つていたのか。その特色は何であつたのか。また、『憲法並細則』はなぜ合同運動に転換をもたらす一要因となつたのか。そこで、『憲法並細則』の内容について、組合教会の基本法であつた「日本組合教会規約」（以下、「教会規約」と略記する）との比較から検討する。なお、ここでは『憲法並細則』の「憲法」だけを扱う。

「憲法」は全十一章であり、章立ては次の通りである。

第一章 教会

第二章 教理

第三章 礼拝

第四章 政治

第五章 諸教会

第六章 部会

第一条 議員

第二条 権限

第三条 試補者の允可

第四条 監督の接手礼

第五条 監督の退職

第六条 牧師の就職

第七条 牧師の解職

第八条 教会の建設

第九条 教会の加入

第七章 連会

第一条 議員

第二条 権限

第八章 総会

第一条 議員

第二条 権限

第九章 戒規

第十章 上告

第十一章 憲法の改正

『憲法並細則』が作成された一八八八年当時の「教会規約」は設立時（一八八六年）に制定されたもので、全五条であった。各条の標題は次の通りである。

第一条 目的

第二条 信仰ケ条（九項目）

第三条 教会設立及び牧師任免

第四条 事務委員

第五条 部会

両者の量的な相違は顕著である。「教会規約」が簡潔なのに対し、「憲法」ははるかに大きい。組合教会が「憲法」に匹敵する量を持つ「教会規約」を定めたのは第一回総会（一九〇四年）においてである。⁽⁵⁾

「憲法」は第一章に「教会」を置く。ここに記されているは福音主義教会の「教会」理解であり、要するに教理的内容である。それに対し、「教会規約」の「第一条 目的」も教会について記している。ただし、その内容は教理ではなく、個別教会の組合教会に対する位置づけであり、教会自治を強調している。⁽⁶⁾「憲法」の第二章は「教理」で、「使徒信条」「ニカヤ信条」「福音同盟会条款」から構成されている。「教会規約」も第二条は「信仰ケ条」であり、「福音同盟会条款」を記している。「憲法」で最も詳細に規定されているのは「第六章 部会」である。それは教会政治上部会に大きな位置を与えようとしたためである。「教会規約」にも「第五条 部会」がある。しかし、その内容は簡潔で自治教会の規定に基づいている。

したがって、信仰内容では「憲法」と「教会規約」に共通点が認められる。しかし、教会政治に関しては違いが際立つ。すなわち、「憲法」が部会を重視するのに対し、「教会規約」は自治教会を基本とする。

（三）組合・一致両教会合同運動における小崎と新島襄

組合・一致両教会合同運動において小崎と新島襄は対立した。この対立から生じた小崎の新島批判は強く、後々までこだわり続けている。ところで、新島は最終決着を見る前一八九〇年一月に死去する。臨終に当たり、遺言を遺すために新島が枕元に呼んだ三人の中に新島八重子・徳富猪一郎と並んで小崎がいた。新島はまた死に臨んで小崎に聖書朗誦と祈禱を依頼する。小崎も新島の葬儀では「殉教者の死」と題する説教を行っている。さらに、『日本組合基督教会史』でも『日本基督教史』でも、新島の業績を高く評価している。

一体、合同運動における小崎と新島の立場、及び両者の関係はどのようにあつたのか。小崎は当初から合同運動に参加した。その背景には一八七九年以來小崎が主な活動の場とした東京の環境がある。東京は一致教会関係者が多く、それに比べて組合教会関係者が多くはなかつた。そこで、小崎は一致教会関係者との信頼関係を培いながら幅広いキリスト教活動を開拓する。小崎が東京であつたのに対し、新島が主要な活動の場としたのは関西である。京都を初めとする関西は組合教会が勢力を伸ばした地域である。そこで新島は主に組合教会関係者と活動を共にした。小崎と新島のこのようないくつかの立場の違いが合同運動の最終段階で組合教会内に亀裂を生む一因になつたと思われる。『憲法並細則』の評価をめぐつても両者にはかなりの違いがあつたと推測できる。先に見た「憲法」と「教会規約」の教会政治に関する違いはそのまま新島の合同運動批判につながる。新島は「憲法」に対し教会自治の確保を願い、また会衆主義的立場を反映させようとした。⁽³⁾それに対し、当時の小崎にどれほど会衆主義的立場への理解とこだわりがあつたかは不明である。むしろ、「憲法」の立場から影響を受けたことがうかがわれる。⁽⁴⁾

ところで、合同運動が失敗した後まで小崎は新島批判を続けていた。その理由は何か。合同運動で小崎は初めから終わりまで推進者であった。その一因に一致教会関係者との幅広い協力関係があつた。この関係は組合教会関係者の中で思考する新島たちよりも広い立場と視野を与えた。この視野が小崎に組合教会や新島の判断を相対化し批判する

立場を与えた。こうして小崎は新島とは違った立場から合同運動を捕らえ、新島の行動を批判した。後に『日本組合基督教会史』をめぐつて組合教会当局者と小崎は対立する。そのあつれきの遠因はすでにこの時点で存在した。

しかし、合同運動における対立にも関わらず小崎と新島の人間関係が破局を迎えることはなかつた。対立を抱えたまま新島は深い信頼を小崎に寄せ、小崎もそれに応えた。同じことが小崎と組合教会の関係についても言える。合同運動の失敗にも関わらず小崎は組合教会を脱退しなかつた。教派を越えた大局的な視座を持ちながらも、組合教会に所属し続けた。このように組合教会に属しながら、しかも広い視野と独特的活動領域におけるキリスト教活動に従事したことが、教派史とキリスト教史を執筆した小崎の背景である。

一 『日本組合基督教会史』における小崎の立場

(一) 『日本組合基督教会史』出版のいきさつ

『日本組合基督教会史』(以後、『組合教会史』と略記する)は組合教会が創立五十周年を記念して出版した単行本で、B5版一六三頁である。奥付けによると「大正十三年九月十日発行」、編著者は「東京市赤坂区靈南坂町十四番地 小崎弘道」である。発行者は「神戸市平野新田町七十一番地 今泉真幸」、発行所は「大阪市中之島二丁目五十七番地 日本組合基督教会本部」である。

小崎が組合教会歴史編纂事業の責任を負つたのは、三度目の歴史編纂事業（一八九八年—一九〇九年）が行きづまり、委員全員が辞職した第一回総会（一九〇九年十月）においてであつた。以来、平田義道（任期一九一一年—一九二八年）、今泉（一九一八年—一二一年）、野口末彦（一九二一年—二三年）と委員会を構成し、小崎は一九二三年に「原

稿を本部に送付」した。その間、小崎は靈南坂教会牧師であった。

小崎が送付した原稿はそのまま『組合教会史』として出版されたのではなかつた。原稿を受け取つた組合教会理事会は、同年十二月に出版委員として（長）今泉真幸、渡瀬常吉、海老澤亮、米沢尚三、高木貞衛を選出して作業を進めた。作業内容は『組合教会史』序文によると次の通りである。

「常務理事会は此の原稿を受取るや、之れが出版に対して慎重の態度を取り、一応諸先輩の校閲を願ふ事とし、之を複写して一部を宮川経輝氏に、一部を杉田潮氏に、一部を原田助氏に送りてその校閲批判を乞うた。」次いで、今泉が次の方針に従つて原稿を修正した。「一、三氏の訂正若くは批判にして成程と思はるゝ所は、それにしたがつて修正した。二、教会設立日は組合教会便覧のそれに従つた。三、小崎氏が口述を筆記者に筆記せしものなれば、文字の未熟なるもの、文脈の不正確なるもの、重複して居る箇所など、できるだけ修正した。」さらに理事会は出版にあたつて次の通り決議した。「一、原稿の第一巻中『後記』と称する評論的部分と、第二巻の付録即ち参考書類を集めたものは、差当たり出版を見合わす事。二、第一巻中『後記』を除いた他の部分は今泉の修正したる所に従つて、総会迄に出版する事。三、未定稿として出版する事。（これは大方諸氏の同情ある批判と助言とにより、尚ほ訂正すべきは訂正し、添加すべきは添加し、更に正確な更に豊富な更に完全な歴史の作成を他日に待つためである。）」

（二）『日本組合基督教会史』の特色

小崎の『組合教会史』は、四度目の歴史編纂事業でようやく完成した組合教会最初の教派史である。しかも、組合教会創立五〇周年を記念して出版された。章立てを記した後に、記念すべき作品のいくつかの特色について見ておこ

う。

『組合教会史』の章立ては次の通りである。

第一章 準備時代（安政六年—明治六年）

第二章 創設の時代（明治七年—十五年）

第三章 発展の時代（明治十六年—二十三年）

第四章 試練の時代（明治二十四年—三十三年）

第五章 漸進の時代（明治三十四年—四十五年）

小崎はいづれの場合も組合教会あるいは日本のキリスト教に関連した重要な出来事から時期区分を行つてゐる。第一章は「日本伝道の端緒」、第二章は「神戸公会の設立」、第三章は「基督教の新紀元」、第四章は「教勢不振」、第五章は「教勢の一転とその原因」である。しかし、組合教会及び日本のキリスト教界に日本社会の変化が根本的な影響を与えていたことに小崎は気づき、それらにも言及している。第一章では「新条約を締結」したことであり、第二章では「禁教制札の撤回」、第三章では「欧化主義」、第四章では「排外思想」、第五章では「世界主義」である。要するに小崎は組合教会史の枠組みを日本社会の大きな変化と関わらせてゐる。

『組合教会史』で最も多くの頁を割いてゐるのは個別教会に関してである。たとえば、第二章では「神戸公会」を初め十五の教会設立に言及している。同じように第三章以降でもそれぞれの時期に設立された諸教会について逐一言及する。所属諸教会へのこのような言及は組合教会の教会観に基づくと推測される。次いで、多く記されているのは組合教会の動向と並んで関係者の動向である。関係者に対し関心を示すことも組合教会の伝統の一つである。したがつて、『組合教会史』は組合教会の教会観や伝統に即して著された教派史なのである。

小崎の『組合教会史』が組合教会関係者による教派史執筆に与えた影響についても見逃すことができない。たとえば、その後の代表的な組合教会史は湯浅与三『基督にある自由を求めて』（一九五八）である。湯浅は小崎よりもはるかに詳細にまた時期的にも地域的にも組合教会史の全体を描いた。ところで、湯浅の組合教会史の内容を分析すると一つの事実が明らかになる。湯浅は『組合教会史』における小崎の手法に従っている。⁽¹¹⁾つまり、小崎の『組合教会史』は組合教会の立場を反映した教派史執筆の手法を示し、それは繼承されていた。その意味でも小崎の著作は重要な位置を占めている。

（三）『組合教会史』における小崎の立場

小崎の『組合教会史』は創立五十周年に出版されるにふさわしい内容を備えていた。その事実は小崎が深く組合教会の伝統に立っていたことを示す。しかし、それは事柄の一面にすぎない。『組合教会史』出版をめぐって生じた組合教会理事会とのあつれきは組合教会に対する小崎のもう一つの側面を語っている。

それにもしても、当局者はなぜ小崎の『組合教会史』にあれほど慎重な態度を取り、大幅な削除を行ったのか。その理由は「原稿の第一章中『後記』と称する部分」に記されていた組合教会批判にあつたと考えられる。⁽¹²⁾そこで小崎は「組合教会の地域的偏在、教育機関の無計画、教会政治の未成熟」を批判して、これらの欠点を持つ組合教会を「多くの機能を備へざる下等動物の如き」「まだ何らの性格を備えざる小児の如き」ものとした。さらに、このような組合教会に対しても日本基督教會や日本メソジスト教会、日本聖公会が優れていると評価する。今泉たち、当時の組合教会当局者が小崎の『組合教会史』の出版に対して慎重にならざるを得なかつたのは、このような小崎の組合教会批判にあつたと推測できる。

組合教会に所属し、しかもその伝統を重んじた小崎はなぜ、これほど強烈な批判を『組合教会史』の草稿に書いたのか。あるいはそのような見方を持つたのか。組合・一致両教会合同運動の失敗で組合教会を批判した小崎は、その後も東京を拠点として他教派と協力しながら幅広い活動を展開した。そのような活動の場が引き続き小崎をして広い視座から組合教会を観察し、問題を見抜くことを可能にした。ところで、『組合教会史』における組合教会批判は「後記」に突然現れたものではない。すでに「組合・一致両教会合同運動」の失敗を記述する中で組合教会を批判している。その延長に「後記」の批判はある。そこで、この連續線からキリスト教界における小崎のもう一つの立場がうかがえる。合同運動以後も小崎は自らそこに属しその伝統を尊重した組合教会への批判を深めていた。その立場から日頃痛感している組合教会の問題性を「後記」に率直に記した。合同運動失敗では組合教会の一部有力者に批判は向けられていた。しかし、「後記」では組合教会五十年の歴史に向けた批判を展開したのである。

三 小崎弘道の『日本基督教史』への道

(一) 『日本基督教史』執筆のいきさつ

『日本基督教史』は遺稿で『小崎弘道全集 第二巻』に収録されている。B六版一四四頁である。『全集 第二巻』の奥付けによると、発行年月日は「昭和十三年十月五日」、著者は「小崎弘道」である。発行者は「東京銀座西八丁目九番地 小崎全集刊行会 代表 福永文之助」、発行所は「東京・銀座・西八丁目九 警醒社内 小崎全集刊行会」である。

小崎は神学教育機関として東京伝道学校（一九〇三年—〇八年）と東京神学校（一九一一年—六年）を興し、教

えた。この時期は『組合教会史』執筆時期とほぼ重なる。ただし、『組合教会史』に記述されている時期は一九一二年までで、小崎は一九一六年にはほぼ本文を書き終えている。⁽¹³⁾『日本基督教史』の対象時期は一九二五年までである。これは小崎が東京神学校で教えた時期と重なる。したがって、二つの神学校で小崎は日本基督教史を教え、それを原稿にまとめた可能性がある。いずれにしても、『組合教会史』執筆以降に小崎は『日本基督教史』を書いた。その時期は『組合教会史』出版後の約十年を中心とすると考えられる。

ところで、それは『組合教会史』ではなく、『日本基督教史』であった。なぜか。一つには東京で教えたことから、求められたのが組合教会史ではなく日本基督教史であったと考えられる。第二に小崎の長年にわたるキリスト教活動と博識である。『組合教会史』にしても、小崎を得て初めて初めて刊行にこぎつけた。教会史執筆に関して、組合教会の中でその経験と見識において小崎は卓越していた。彼の見識はまた組合教会に限定されなかつた。その博識もまた小崎をして『日本基督教史』執筆に向かわせたと思われる。第三に『組合教会史』刊行時の複雑な事情がある。不本意な形で出版された小崎の『組合教会史』は未定稿であつた。したがって、小崎の見解を生かした組合教会史執筆の可能性もあつた。だがその道を取らず、小崎は『日本基督教史』の執筆に向かつた。この道は小崎にとつて合同運動と『組合教会史』刊行時のおれきを踏まえ、それを越える可能性を示す試みであつたとも考えられる。

(1) 『日本基督教史』の特色

『組合教会史』と比較すると、そこから連続する一面と非連続の一面が『日本基督教史』に認められる。この連続性と非連続性が『日本基督教史』の特色をよく語っている。章立ては次の通りである。

緒論

第一篇 伝道準備の時期（一八五九年—一八七三年）

第二篇 教会設立の時期（一八七三年—一八八三年）

第三篇 基督教発達の時期（一八八三年—一八九〇年）

第四篇 試練の時期（一八九一年—一九〇〇年）

第五篇 基督教発展の時期（一九〇一年—一九一二年）

第六篇 教会漸進の時期（一九一二年—一九二五年）

『日本基督教史』の章立てはほぼ『組合教会史』と共通している。第五篇までは『組合教会史』の区分に準じ、それに緒論と第六篇を加えている。時期区分の根拠についても、『組合教会史』の立場を踏襲し、それを発展させていく。すなわち、キリスト教界の変化とそれに影響を与えた日本社会の変化をその根拠として記述するが、後者をさらに明確にしていく。たとえば、第二篇では「第一章 制度及び社会の変遷」、第三篇では「第一章 欧化主義の流行」、第四篇では「第一章 時代の特徴」、第五篇では「第二章 日露戦争」、第六篇では「第一章 大正時代」で社会の変化を取り上げ、これらをキリスト教の時期区分と関わらせていく。このように、『日本基督教史』の枠組みには『組合教会史』からの連続性が見られる。

枠組みに見る連続性と対照的なのが内容である。『日本基督教史』はキリスト教諸教派、教育事業、出版事業、思想、その他のキリスト教事業などを対等に位置づけ、叙述する。したがって、『日本の基督教会史』ではなく『日本基督教史』が書名としてふさわしい。これは『組合教会史』が所属諸教会を中心に叙述したのとは明らかに相違する。叙述内容が持つ性格も異なる。『組合教会史』は、それぞれの時期の出来事を「小見出し」にしたがって記していく、

いわば出来事史的性格がある。それに対して、『日本基督教史』の各篇を構成する各章は多くの場合歴史的主題を扱っている。そこで、各章における具体的記述は事例的性格を持つ。この事実は小崎が『日本基督教史』では『組合教会史』より対象から一歩離れ、総合的に観察し把握し描写したことを示している。このような記述内容から両者間の非連続性が認められる。

『小崎弘道全集 第二巻』の「凡例」は、『組合教会史』には『日本基督教史』との「重複の嫌がある」としていた。この判断について検討しておきたい。『日本基督教史』が事例として比較的多く組合教会関連の事項を用いている事実がある。これが「重複の嫌」の理由と考えられる。しかし、この事実は直ちに重複を意味するのか。『組合教会史』は所属諸教会を中心に一教派史を叙述した。一教派史は日本キリスト教史を構成する一個体である。事実、小崎は『日本基督教史』においてキリスト教の諸教派、教育事業、出版事業などを総合して日本キリスト教史の全体像を提示した。そこでは、組合教会史と日本キリスト教史は個体と總体の関わりがある。両者は相互に補いあう関係がある。したがつて、比較的多く組合教会関連事項を用いたことを直ちに「重複の嫌」と判断するのは、両者の関わりを正当に評価したものとは言えない。

(II) 『日本基督教史』への道

『日本基督教史』と『組合教会史』との比較から両者の連続性と非連続性が明らかになつた。この特色を手がかりとして、小崎における『日本基督教史』への道について考察する。

小崎にとって『組合教会史』における時期区分は十分な妥当性を持つていた。そうであれば、各時期の特色を検討し把握し叙述することが次の課題となる。しかし、この点で『組合教会史』は不十分に終わっていた。組合教会の教

会観から小崎は所属する諸教会の設立や会堂建設、あるいは組合教会関係者の動向などをていねいに言及した。この努力は『組合教会史』に出来事的性質を持たせたが、各時期の性格を曖昧にする嫌いがあつた。小崎は『日本基督教史』で個別教会中心からキリスト教界全体を対象とする立場に移行する。それは組合・一致両教会合同運動や『組合教会史』刊行にあたって、小崎がすでに指向していた立場である。この立場から小崎は日本キリスト教史の各時期について観察し把握し叙述を試みる。各時期の特色を表現するためにはそれぞれの時期を表現する事例を入れることがふさわしい。小崎は各時期の歴史的主題を叙述するためにさまざまな事例を入れる。その際、自らが所属した組合教会関連の事項が比較的多くなる。この事実は小崎がキリスト教界全般を把握する知識に富んでいたことと一貫して組合教会に所属していた事情をよく語っている。

『日本基督教史』への道は合同問題と『組合教会史』刊行をめぐるあつれきを小崎が二つの仕方で克服したことを語っている。一つは教派を超えたキリスト教界全体を対象とする立場に立つことによってである。それは小崎が早くから指向したものである。全体を対象とする立場に明確に立つことは小崎にとっては問題克服の一つの手立てであつたと考えられる。今ひとつは教派を超えた立場からかつての問題を明らかにすることである。『日本基督教史』において小崎は從来にもまして明快に合同運動挫折の問題を叙述している。組合教会に所属するからこそ、それを明確にしていくことに問題克服のもう一つの手立てがあつた。

(四) 「日本基督教史年表」解説

「日本基督教史年表」(以下、「年表」と略記する)についてここでられておく。

「年表」は遺稿で、『小崎弘道全集 第二巻』に収録されている。B六版三九頁である。「年表」は一八五九年から

一九二五年までを対象とし、これを六篇に分けている。各篇に標題はない。時期区分はほぼ『日本基督教史』と対応している。しかし、若干異なる点もある。両者の内容はかなり一致する。したがつて、同じ資料によると推測できる。しかし、完全に一致するわけでもない。たとえば、「年表」に記載されながら『日本基督教史』でふれられていない事項がある。したがつて、小崎がまず「年表」を作成し、それを参照して『日本基督教史』を執筆したと単純に結論づけることはできない。なお、「年表」の事項は名詞を並べるのではなく、動詞を入れた文形式を基本的に採用している。

時期区分に関して第五篇と第六篇は天皇の代替わりと対応している。この対応に天皇の代替わりによつて時代は変わるとする思考の影響が推測できる。一九二四年に発行された『組合教会史』は「明治期」の終わる一九一二年で終わっていた。『日本基督教史』は「大正期」がほぼ終わる一九二五年で終わる。これらの対応にも近代天皇制の影響が考えられる。

四　『我が国の宗教思想』に見る小崎

(一) 『我が国の宗教思想』解説

『我が国の宗教思想』(以降、『宗教思想』と略記する)は遺稿で、『小崎弘道全集 第一巻』に収録されている。B六版百頁で、全十一章から構成されている。

『宗教思想』は「凡例」によると「同志社神学校に於ける講演」をまとめたものである。第三章の冒頭に「至る所にて之が実行せられたるは第一回の講演に述べたる通りである」とあり、第四章にも「記憶によつて此の講演を為す

のである」とある。これらの叙述や文体も「凡例」の指摘に対応している。各章のまとまりや分量から、一回の講演が一つの章にまとめられたと推測できる。

それでは十回の講演をいつ小崎は行つたのか。「凡例」は「昭和七年五月、六月、十一月、同九年五月」としている。第十章で内村鑑三を語つて小崎は「五年前に私の握手礼五十周年の祝会を挙行した時には病を押し医師を同伴して出席し、一条の演説を為された」と話している。彼が握手礼を受けたのは一八七九年十二月である。五十年後の一九二九年十二月に靈南坂教会は教会創立五十周年記念祝賀会を催している。それが「握手礼式五十周年の祝会」でもあつたと考えられる。それから五年後は一九三四（昭和九）年で、小崎は七八歳であつた。これは「昭和九年五月」と対応する。ところで、講演内容には次に述べる通り第一章から第九章までと第十章・第十一章に相違が認められる。そこで、第一章から第九章までは「昭和七年五月、六月、十一月」に行つた講演をまとめたものであり、第十章と第十一章は「昭和九年五月」に行つた講演だと考えられる。

(二)『我が国の宗教思想』の特色

「昭和七年」に小崎は七六歳であり、「昭和九年」には七八歳であつた。晩年の小崎は同志社神学校で学ぶ若き後輩に何を語ったのか。章立てを記した後に、その特色について考える。

『宗教思想』

第一章 政府の宗教に対する態度

第二章 識者の基督教に対する態度

第三章 佛教家の基督教に対する態度

第四章 英国宗教思想の影響

第五章 英米近時の宗教思想

第六章 我国初代の宣教師

第七章 理科学と基督教及び聖書問題

第八章 新神学と其影響

第九章 新神学と福音主義

第十章 近時の神学思想

第十一章 日本精神と基督教

いくつかの点で前半部分（一章—九章）と後半部分（十章—十一章）に相違が認められる。前半部分はプロテスrantが日本に導入された明治初期から新神学が問題となつた一八九〇年代までを主な対象とする。それは小崎がキリスト教と出会い、受容し、キリスト教思想を形成した時期である。したがつて、ここで小崎の思惟は過去に向けられている。後半部分の主な対象は一九三〇年代におけるキリスト教の思想状況である。それは小崎が講演している現在である。ここで小崎の思惟はキリスト教の現在と将来に向けられている。

『宗教思想』の講演で小崎はかつてのキリスト教史関係の著作を意識していない。たとえば『宗教思想』の内容を『日本基督教史』の時期区分と関わらそうとする意図はない。それにもかかわらず、小崎が語るキリスト教思想の過去と現在と未来にむけた講演は『日本基督教史』の時期区分とおおよその対応を示す。すなわち、『宗教思想』の第一章から第七章は『日本基督教史』の第一篇から第三篇に対応する。第八章と第九章は第四篇に対応する。第十章と第十一章は『日本基督教史』の第六篇以降に対応する。『宗教思想』はそれぞれの時期にキリスト教に関わった人々

の姿を思想を中心に描き出す。したがって、小崎の日本キリスト教史関連著作の読みを豊かにする可能性を『宗教思想』は持つ。その中には小崎の思想と生き方を探る手がかりもある。

(三) 『我が国の宗教思想』に見る小崎

『組合教会史』をほぼ書き終えた一九一六年に小崎は六十歳、『日本基督教史』が対象とした最後の年一九二五年には六九歳、そして『宗教思想』を講演した一九三四年には七八歳であり、死の九年前であった。

小崎は時に明確な自己主張をした人物であったとその著作から推測できる。彼は『組合教会史』に自分史を挿入する。『日本基督教史』では組合・一致両教会合同運動に關する主張と批判を記す。さらに『宗教思想』ではキリスト教界における彼の立場を浮き彫りにしている。

近代のキリスト教思想において小崎はいわゆる新正統主義の立場に立つ。この立場は近代諸科学と対話し、その成果を受け入れながらも伝統的な福音主義に立つ。若き小崎にとって「大問題」は「基督教」と「新来の理科学」との「調和」⁽¹⁴⁾であった。そこで根本主義と対立する。たとえば、小崎は同志社で旧約聖書を教えたドーソン教授の保守的な解釈を「頗る滑稽であつた」とする。⁽¹⁵⁾逆に「明治二二一年七月同志社に於ける夏期学校」で、小崎の「聖書のインスピレーション説」は「デビス教授を始めとして多くの人々は之を以て異端説なり」と批判された。⁽¹⁶⁾福音主義の立場から小崎が批判するのが新神学である。ただし、根本主義への批判と比較すると新神学に關してはその経緯と思想内容を見ていいに述べる。その上で海老名彈正の「新神学の福音」を紹介し、批判を展開している。⁽¹⁷⁾

『宗教思想』は隨所で宗教界やキリスト教界における小崎の活躍にふれる。たとえば、「基督教が政府に認められたのは今上天皇の御成婚の御賜宴に基督教の代表者が御招待を受けたのと御即位式昭和三年十一月十一日基督教の代

表者が他の宗教の代表者と、金杯や銀杯を受けたことである、「金杯を受けたのも私であり」⁽¹⁸⁾「基督教の代表として御招待を頂くの光榮を与つたのも私一人であつた」と語る。「組合教会が他の教会に比して伝道心が乏しく、進取の精神の薄弱なる」という組合教会批判も教派を越えた大局的立場からの発言と理解できる。

『宗教思想』の結びにある「我が國将来の危険」で、小崎は大胆にも軍事力に頼る危険性を指摘する。講演が行われたのは一九三四年で、日本はすでに戦時体制下に置かれていた。⁽¹⁹⁾その中で「世界大戦前の独逸」にふれ、「私共は独逸国民の幅徹を踏む様な事なきを期しなくてはならぬ」と忠告する。⁽²⁰⁾大局から思考し判断する小崎ならではの時局判断と忠告である。

おわりに

小崎弘道は教派史と日本プロテスタンント史、さらにキリスト教思想史に関する著作を遺した。これらの著作に対する小崎の立場については組合・一致両教会合同運動と『憲法並細則』から考察できた。『組合教会史』は小崎が組合教会の教会観に立つて叙述した教派史であった。立場を日本のキリスト教界に移して執筆した著作が『日本基督教会史』である。さらに小崎の出会つた過去と現在のキリスト教思想を記したのが『宗教思想』である。

今日の日本プロテスタンント史研究を概観すればそれは教派を軸としている。その理由はプロテスタンント・キリスト教が現在もなお教派を母胎としている事実にあると思われる。教派を母胎とするのだから、その歴史研究が教派を軸とするのが現実的である。しかし、教派を軸としたキリスト教史研究だけではプロテstanント史の全体に迫ることはできない。また、教派史を位置づけるためにプロテスタンント史研究が不可欠である。

他方、歴史研究は必然的にその歴史を生きた人物の研究を必要とする。人物を読み解くためには思想研究が欠かせない。これまでもキリスト教思想史研究は取り組まれてきた。けれども、キリスト教史研究とキリスト教思想史研究の関わりが十分に注目されてきたとは言えない。今後、歴史研究を深めるために両者の関わりを研究する必要がある。以上の課題に関して小崎弘道から学ぶことは少なくないはずである。

註

- (1) 『小崎弘道全集』全六巻が二〇〇〇年六月に復刻された。第二巻のテーマは『日本基督教史』である。ただし、第一巻に収められた六書について第二巻の「凡例」は次の通り記している。「一、本書は遺稿中の『日本基督教史』『同年表』『我國の宗教思想』と旧著中國家と宗教に関する『國家と宗教』『基督教と我國体』『日本帝國の教化』より成つて居る。」「凡例」はまた『日本組合基督教會史』の割愛理由について次の通り記している。「一、「日本基督教史」は安政六年より大正十四年に至る我国基督教の新教歴史である。尚ほ此の他に『日本組合基督教會史』の原稿があるが重複の嫌があるので割愛した。」
- (2) 小崎は一九〇九年十月に開催された第二五回組合教会総会で、組合教会の歴史編纂事業の責任を負っている。参考、拙著『日本組合基督教會史研究序説』一六頁—一七頁。
- (3) 小崎は井深穂之助と共に『日本基督教會憲法並細則・付録』の編集人となつている。
- (4) 『新島襄全集』一(五三六頁—五六六頁)には、『憲法草案』の憲法全文と新島襄の書き込みが記載されている。
- (5) 第二〇回総会で修正の後、制定された『教会規約』の章立ては次の通りである。
- 組合教会規約(第二十回総会改正)
- 第一章(第一条—第四条) 総則
- 第二章(第五条—第十二条) 教会
- 第三章(第十二条—第十六条) 教師、牧師、伝道師
- 第四章(第十七条—第二十二条) 部会
- 第五章(第二十三条—第二十九条) 総会
- 第六章(第三〇条—第三三条) 役員

第七章（第三三四条）

事業

第八章（第三五一条—第三七条）

経費

第九章（題三八条）

修正

(6)

「教会規約」の「第一条 目的」の内容は次の通りである。

(7)

「教会規約」の「第五条 部会」の条文は次の通りである。

第五条 部会

組合諸教会は便宜の為め地方組合部会を立つべし。

(8) 『新島襄全集』一にある「憲法」への新島の書き込みについては、土肥昭夫氏の分析がある。参考、土肥昭夫「新島襄の教会政治論」（同志社大学人文科学研究所編『キリスト教社会問題研究』四二号、一九九三）

(9) 一八九〇年代に組合教会は停滞した。その克服のため第七回総会（一八九二年三月）は「信仰の告白」を制定した。これは小崎の発案と起草による。（小崎弘道『日本組合基督教會史』一一七頁）小崎は「信仰の告白」制定によって、組合教会の混亂を克服しようとした。その発想と行動に合同運動と「憲法」の影響がうかがわれる。他方、第一回教師会（一八九五年十月）は「奈良大会宣言」を公にした。この宣言は「信仰の告白」とは違った克服の方法を示している。

(10) 小崎の「組合教会史」執筆に際しての史料の検討、小崎が提出した原稿に関する考察については、参考、拙著、前掲書、二一頁一二四頁。

(11) 湯浅与三「基督にある自由を求めて」の分析については、参考、拙著、前掲書、三四一六四頁。

(12) 「原稿の第一章中『後記』と称する部分」に関する考察については、参考、拙著、前掲書、一二一一二四頁。

(13) 参照、拙著、前掲書、一二一頁。

(14) 参照、『小崎弘道全集 第二卷』三四三—三四六頁。

(15) 小崎はドーン教授について次の通り述べている。

「ドーン教授は元と南洋の伝道に従事して居つた人で、島民の教授になれて居つた人故、私共を取扱ふに南洋の土人や日曜学校の小供に教ゆるが如き態度で、創世記を教ゆるに、先づ世界の創造は紀元四千年である事や、神が六日に此世界を造り給ふた事

や、アダム、エバの物語など、旧約書を取扱ふに現代の書の如く文字通りに信じしめんとしたので、頗る滑稽であつた。』『小崎弘道全集 第二卷』三三七頁。

参照、『小崎弘道全集 第二卷』三四八—三四九頁。

(16) 小崎は海老名の新神学を次の通り批判する。

「此種の信仰の結果第一は吾人人類の罪たる事を否認する事である。よし之を否認せざるもの之を軽視する事である。第二は贖罪の必要を無視しキリストの十字架上の死は殉教者の死と為す事である。第三は救済を無視し他力の教を排除し之を以て修養と為す事である。第四は恩恵の念、感恩の情を軽視し宗教は変じて道德教となるに至るのである。」

『小崎弘道全集 第二卷』三六六頁。

(17) 参照、『小崎弘道全集 第二卷』二九三—二九四頁。

(18) 日本基督教連盟は一九三一年に「満州事変に関する声明書」、一九三七年には「非常時に關する宣言」を発表している。一九三〇年代にキリスト教界も戦時体制に組み込まれていった。

(19) 「世界大戦前の独逸」に言及しつつ、小崎は次の通り時代への警告を発している。「當時独逸人は世界を相手にして戦ふも決して敗北を取る心配なし」と確信して居つた。所が四年半の大戦争にて大敗北を為し今日の塗炭の苦痛を嘗めて居る。私は独逸の大戦争前の歴史を読んで居つた。御存知の通り思想界に於てはニイチエの哲学が弘く行はれて居つた。其の哲学は超人哲学と云ふが生存競争、優勝劣敗、適者生存等進化論の応用である。基督教の博愛精神の如く弱き者や失敗者を助ける事は天道に反するもので、独逸民族は優秀の国民であれば世界を征服すべきの使命を有して居るものであると為した。之に加えてツライチエケの歴史哲学は独逸精神の優秀なる点を上げ自国を世界最高の文明を有するものと教へた。此の外ベルンハイディが軍國主義、戦争論を盛に唱へて人心をして戦争熱に燃へしめた。其の頃の独逸にて平和論に対し平和こそ人心を安逸に導き之を腐敗せしむる者である、戦争は人心を掃淨し之を一新し之を向上发展せしむるものであると云うが如き思想が流行して居つた。殊にカイザー・ウィリアム第二世が宗教上より盛んに唱へて居る処は独逸国民は神の選民にて世界を統一し之に独逸文化の恩澤を加へ之を統治する使命を有するものであるとした事である。今日我国にて日本精神の発揮を企画する事は適當の事なるも若し一步を誤つて世界の〇〇を惹起する如き事あるに於ては由々しき結果を生ずるに至る恐がある。殷鑑遠からず、私共は独逸国民の輻轛を踏む様な事なきを期しなくてはならぬ。・・・・・」

『小崎弘道全集 第二卷』三八二—三八四頁。